

第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年12月 4 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年12月4日（火曜日）

午後1時22分開議

午後1時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第53号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

議案第54号 平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第2号）

出席委員（8人）

委員長 小早川 宗 弘
副委員長 田 代 国 広
委員 西 岡 勝 成
委員 鬼 海 洋 一
委員 藤 川 隆 夫
委員 吉 永 和 世
委員 松 岡 徹
委員 前 田 憲 秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
政策審議監 末 廣 正 男
環境政策課長 宮 尾 千加子
水俣病保健課長 田 中 義 人
水俣病審査課長 高 山 寿一郎

事務局職員出席者

議事課主幹 浦 田 光 典
政務調査課主幹 松 野 勇

午後1時22分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまか

ら第5回厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるために、質疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、説明等を行われる際は、執行部の皆さん方は着席のまま行ってください。

谷崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 本日御審議いただく議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係2議案でございます。

第53号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算では、総額140億7,200万円余の増額補正をお願いしております。

また、第54号議案の平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算では、総額165億5,600万円余の増額補正をお願いしております。

その内容といたしましては、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく一時金の支払いを円滑に実施し、被害者の早期救済を図るため、チッソ株式会社にその資金を貸し付ける追加措置のための経費でございます。

これらについては、11月30日に国において追加措置のための予備費支出の決定がなされたことから、急遽追加提案し、本日御審議をいただくものでございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして635億8,700万円余となります。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課長の宮尾でございます。お世話になります。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。

これは課別の一覧でございますが、本日御審議いただきます議案は、環境政策課のチッソ関係分のみでございますので、よろしくお願いたします。

2ページをお願いいたします。

一般会計からチッソ特別会計への繰出金でございます。今回の一時金追加支援措置に係る国庫補助金、これは全体の85%相当額となりますが、140億7,294万円を一般会計に受け入れまして、そのままチッソ特別会計に繰出すものでございます。

3ページをお願いいたします。

チッソ特別会計の補正予算でございます。一時金支払い支援の追加措置額の増額補正でございます。

ただいま申し上げました国庫補助金分を一般会計から繰り入れた額140億7,294万円と一時金県債の発行分、これは追加支援措置の15%相当でございますが、24億8,346万円を合わせました出資金、合計165億5,640万円を増額補正するものでございます。この額を県から公益財団法人水保・芦北地域振興財団に出資いたしまして、財団がそのままチッソ株式会社に貸し付けるというスキームになっております。

これによりまして、本年度の支援措置額は、合計の欄、(A)プラス(B)の欄でございますが、202億6,290万円になります。

なお、この表にはございませんが、これまでの累計の一時金の支援措置額は、平成22年9月から、今回が5回目でございますが、トータルしますと833億3,820万円ということになります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でございますので、委員の皆さん方には御協力いただきまして、審議は付託議案に関するものだけに限らせていただきます。

質疑はありませんか。

○松岡徹委員 これ自体は賛成はするんですけども、このスキームというか、組み立て方が、国が県を通じてチッソに貸すといふかね、今、研究者とか、いろんな関係者の中で問題になっているのは、行政責任が問われた国は、いわば陰に隠れて、後ろに引いて、県を通じてチッソにとすることでね、国の責任というものはっきりして——もちろん、原因者責任ということで、チッソの責任という問題がかなり議論になっているんですよ。その点については、県はどう考えているのかなというのが1つ。

救済策全体の流れというか、組み立てとしては、総数もはっきりして、お金もはっきりすると。そうすると、その次は、その事業会社のJNCが補償責任を免れるといふか、逆に言えば、お金はどんどん出していきながら、そうならないような、きちっとした担保といふか、その点はどうなのかなというのをきちっと今後煮詰めていくといひますかね、その辺については、県としてはどんなふう考えていらっしゃるのか、その2点。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

まず、国の責任についてでございますけれども、これにつきましては、御質問いただきました松岡県議のほうもよく御存じだと思いますが、この特措法の成立自体、国が主導的にやりましたし、法自体の前文のところにも、国の責任についてはきちんと明記をされているというふうに理解をしております。

それから、最終的には、この救済を受けられる方、この方々が、きちんと救済に伴う給付を受けられるということが必要でございます。これに伴うものにつきましては、国から、原因企業のほうに対しまして、この資金について同意を求めるというふうになっておりまして、その点についても、きちんとした国の責任が踏まえられているものというふうに理解をしております。

それから、今後の事業会社の株式譲渡に係る点についてでございますけれども、これも、先生方御承知のとおり、事業会社の株式譲渡につきましては、まず、この救済に必要な財源ですとか、それから県から借りている公的債務、これについてきちんと、要するに、支払いができる。それから、市況の好転等、幾つかのハードルが設けられております。その点につきましては、最終的には、総務大臣とも協議した上で、環境大臣のほうがかちっと判断をすると。これまでも、環境省の幹部の方も、チッソのほうが責任を放棄するような、そのような形にならないようにきちんと判断をすると。たしか、当時の松本環境大臣も同趣旨のことをおっしゃったと思っております。

私どもとしても、チッソが最終的な責任を果たさずに、この問題に対しての責任を放棄すると、そういうふうな事態は考えられないものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 申請の締め切りは終わっているわけですが、大体この金額で足りるといような感覚でいいんですか。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

申請をいただきまして、まだ判定が済んでいない方がいらっしゃいます。これも、先生方御承知のとおり、この救済措置が始まる時点で、当時の小沢環境大臣が——この救済に必要なチッソへの一時金支援については、もし必要があれば随時国として措置をしていくというふうに理解をしておりますので、今後、もし今回御措置をお認めいただく金額で不測の事態が生じるとすれば、また国のほうで必要な措置をお考えいただくものというふうに理解をしております。

○小早川宗弘委員長 ほかにないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第53号及び第54号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第53号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、議案第53号外1件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん方、大変お疲れ

さまでございました。

ありがとうございました。

午後1時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
厚生常任委員会委員長